

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に節減できない極めて硬直性の強い経費。
一般的には、人件費、扶助費、公債費で構成されます。

扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

公債費

地方公共団体が借り入れた借金（地方債や一時借入金）の元利償還金など。

投資的経費

各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費。
これに分類できる経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費があります。

普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設事業を行う際に、必要な経費のすべてをいいます。

物件費

物件費は、地方公共団体が業務を遂行する際に支出する消費的経費のうち、比較的性質のはっきりした人件費、維持補修費、扶助費、更には補助費等以外の様々な経費の総称です。
賃金、旅費、交際費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など。

補助費等

補助費等の主なものは、各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などです。
他には、報償費（報償金及び賞賜金）、役務費（火災保険料等の保険料）、委託料（物件費に計上されるものを除く）、寄附金、公課費（地方公共団体が受ける公租公課）など。